

死因究明制度に関するワーキングチームの検討結果について（概要）

1 現状

- 我が国における死亡数の増加
平成23年の死亡数（推計） 1,261,000人
（平成14年の約1.3倍）
- 警察における死体取扱数の増加と低調な解剖率
平成23年中の死体取扱数 173,735体
（平成14年の約1.4倍）
うち解剖に付された死体数 19,176体
（約11%）
- 犯罪死の見逃し事案の発覚
平成10年以降、45件の犯罪死の見逃し事案が発覚
→ 死因究明制度を強化する必要性
- 東日本大震災の発生
→ 身元確認のための態勢を整備する必要性
- 死因究明に対する国民の関心の高まり

2 経緯

- 警察庁における「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」
→ 平成23年4月 提言の取りまとめ
- 平成23年7月 犯罪対策閣僚会議（第18回会合）
「死因究明制度に関するワーキングチーム」の設置
→ 在るべき死因究明制度について検討

3 ワーキングチームにおける検討結果

- ① 法医解剖制度(仮称)の創設及び法医学研究所(仮称)の設置
 - ・ 警察等が取り扱う死体についての新たな解剖制度の創設等について検討（「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」(以下「新法」という。)の成立)
- ② 法医学的検査の導入
 - ・ 簡易薬毒物検査やCT検査の積極的な実施を推進（法医学的検査について新法において明文化）
- ③ 解剖医体制の強化
 - ・ 法医人材養成を行う大学に対する支援
 - ・ 監察医制度の実態調査
 - ・ 司法解剖関連経費の増額
- ④ 薬毒物検査の拡充
 - ・ 薬毒物検査の拡充について検討（新法に基づく解剖を実施する際における薬毒物検査の実施）
- ⑤ 検案の高度化
 - ・ 警察医等の検案能力向上のための講習会等の実施
 - ・ 法医学の専門的知見を有する医師による検視・死体見分への立会い
 - ・ 法医人材養成を行う大学に対する支援
- ⑥ 検視・死体見分の高度化
 - ・ 警察における検視官の増員及び「検視支援装置」の配備
 - ・ 海上保安部署における鑑識官の配置
 - ・ 検視・死体見分に係る事務の一部の合理化について検討
- ⑦ 身元確認の高度化
 - ・ 現行の身元不明死体の情報と行方不明者の情報との対照の仕組みに、DNA型及び歯科所見の情報を付加することについて検討
 - ・ 歯科医師に対する研修・教育の強化に関する各種取組の促進
 - ・ 歯科医師国家試験の出題基準の改定
- ⑧ 死体関連初動捜査力の向上
 - ・ 事情聴取、裏付け捜査、各種照会等の徹底
 - ・ 保険加入状況照会の迅速化のための制度構築について検討